

番号	CAS番号	物質名	特定第一種 指定化学物質
257	100-97-0	一・三・五・七-テトラアザトリシクロ[三・三・一・一(三・七)]デカン(別名ヘキサメチレンテトラミン)	
258	97-77-8	テトラエチルチウラムジスルフィド(別名ジスルフィラム)	
259	1897-45-6	テトラクロロイソフタロニトリル(別名クロロタロニル又はTPN)	
260	127-18-4	テトラクロロエチレン	
261	27355-22-2	四・五・六・七-テトラクロロイソベンゾフラン-一(三H)-オン(別名フサライド)	
262	-	テトラクロロジフルオロエタン(別名CFC-一-一-二)	
263	118-75-2	二・三・五・六-テトラクロロ-パラ-ベンゾキノ	
264	11070-44-3	テトラヒドロメチル無水フタル酸	
265	79538-32-2	二・三・五・六-テトラフルオロ-四-メチルベンジル=(Z)-一-三-(二-クロロ-一・三・三-トリフルオロ-一-プロベニル)-二・二-ジメチルシクロプロパンカルボキシレート(別名テフルトリン)	
266	59669-26-0	三・七・九-一-三-テトラメチル-五・一-ジオキサ-二・八・一-四-トリチア-四・七・九-二-テトラアザペンタデカ-三・一-二-ジエン-六・十一-ジオン(別名チオジカルブ)	
267	137-26-8	テトラメチルチウラムジスルフィド(別名チラウム又はチラム)	
268	505-32-8	三・七-一-一-五-テトラメチル-一-ヘキサデセン-三-オール(別名インフォイトール)	
269	100-21-0	テレフタル酸	
270	120-61-6	テレフタル酸ジメチル	
271	-	銅水溶性塩(錯塩を除く。)	
272	112-53-8	一-ドデカノール(別名ノルマル一ドデシルアルコール)	
273	25103-58-6	ターシャリドデカンチオール	
274	151-21-3	ドデシル硫酸ナトリウム	
275	112-57-2	三・六・九-トリアザウンデカン-一-一-一-ジアミン	
276	121-44-8	トリエチルアミン	
277	112-24-3	トリエチレンテトラミン	
278	71-55-6	一-一-一-トリクロロエタン	
279	79-00-5	一-一-二-トリクロロエタン	
280	79-01-6	トリクロロエチレン	
281	76-03-9	トリクロロ酢酸	
282	108-77-0	二・四・六-トリクロロ-一・三・五-トリアジン	
283	-	トリクロロトリフルオロエタン(別名CFC-一-一-三)	
284	76-06-2	トリクロロニトロメタン(別名クロロピクリン)	
285	55335-06-3	(三・五・六-トリクロロ-二-ピリジル)オキシ酢酸(別名トリクロピル)	
286	88-06-2	二・四・六-トリクロロフェノール	
287	75-69-4	トリクロロフルオロメタン(別名CFC-一-一-一)	
288	96-18-4	一・二・三-トリクロロプロパン	
289	-	トリクロロベンゼン	
290	2451-62-9	一・三・五-トリス(二・三-エポキシプロピル)-一・三・五-トリアジン-二・四・六(-H・三H・五H)-トリオン	
291	102-82-9	トリブチルアミン	
292	1582-09-8	アルファ・アルファ・アルファ-トリフルオロ-二・六-ジニトロ-N・N-ジプロピル-パラ-トルイジン(別名トリフルラリン)	
293	118-79-6	二・四・六-トリプロモフェノール	
294	3452-97-9	三・五・五-トリメチル-一-ヘキサノール	
295	95-63-6	一・二・四-トリメチルベンゼン	
296	108-67-8	一・三・五-トリメチルベンゼン	
297	26471-62-5	トリレンジイソシアネート	
298	-	トルイジン	
299	108-88-3	トルエン	
300	25376-45-8	トルエンジアミン	
301	91-20-3	ナフタレン	
302	3173-72-6	一・五-ナフタレン=ジイソシアネート	
303	7439-92-1	鉛	
304	-	鉛化合物	○
305	7699-43-6	二塩化酸化ジルコニウム	
306	7440-02-0	ニッケル	
307	-	ニッケル化合物	○
308	139-13-9	ニトリロ三酢酸	
309	91-23-6	オルト-ニトロアニソール	
310	88-74-4	オルト-ニトロアニリン	

番号	CAS番号	物質名	特定第一種 指定化学物質
311	55-63-0	ニトログリセリン	
312	100-00-5	パラニトロクロロベンゼン	
313	88-72-2	オルトニトロトルエン	
314	98-95-3	ニトロベンゼン	
315	75-52-5	ニトロメタン	
316	75-15-0	二硫化炭素	
317	143-08-8	ーノナノール(別名ノルマルーノニルアルコール)	
318	25154-52-3	ノニルフェノール	
319	-	バナジウム化合物	
320	3618-72-2	五'ー[N・Nービス(ニーアセチルオキシエチル)アミノ]ーニ'ー(ニ ープロモー四・六ージニトロフェニルアノ)ー四'ーニトキシアセトアニリ ニ・四ービス(エチルアミノ)ー六ーメチルチオー一・三・五ートリアジン (別名シメトリン)	
321	1014-70-6	一・三ービス[(ニ・三ーエポキシプロピル)オキシ]ベンゼン	
322	101-90-6	ビス(ハーキノリノラト)銅(別名オキシ銅又は有機銅)	
323	10380-28-6	三・六ービス(ニークロロフェニル)ー一・二・四・五ーテトラジン(別名ク ロフェンチジン)	
324	74115-24-5	一・二ービス(ニークロロフェニル)ヒドラジン	
325	782-74-1	ビス(N・Nージメチルジチオカルバミン酸)亜鉛(別名ジラム)	
326	137-30-4	ビス(N・Nージメチルジチオカルバミン酸)N・N'ーエチレンビス(チオ カルバモイルチオ亜鉛)(別名ポリカーバメート)	
327	64440-88-6	ビス(ーメチルーーフェニルエチル)ニペルオキシド	
328	80-43-3	S・Sービス(ーメチルプロピル)ニOーエチルニホスホロジチオアード (別名カズサホス)	
329	95465-99-9	一・三ービス[(ニ・三ーエポキシプロピル)オキシ]ベンゼン	
330	-	砒素及びその無機化合物	○
331	302-01-2	ヒドラジン	
332	99-76-3	四ーヒドロキシ安息香酸メチル	
333	103-90-2	Nー(四ーヒドロキシフェニル)アセトアミド	
334	123-31-9	ヒドロキノ	
335	100-40-3	四ービニルーーシクロヘキセン	
336	100-69-6	ニービニルピリジン	
337	88-12-0	Nービニルーニーピロリドン	
338	92-52-4	ビフェニル	
339	110-85-0	ピペラジン	
340	110-86-1	ピリジン	
341	120-80-9	ピロカテコール(別名カテコール)	
342	96-09-3	フェニルオキシラン	
343	100-63-0	フェニルヒドラジン	
344	90-43-7	ニーフェニルフェノール	
345	941-69-5	Nーフェニルマレイミド	
346	-	フェニレンジアミン	
347	108-95-2	フェノール	
348	52645-53-1	三ーフェノキシベンジルニ三ー(ニ・ニージクロロビニル)ーニ・ニージメ チルシクロプロパンカルボキシラート(別名ペルメトリン)	
349	106-99-0	ニ・三ーブタジエン	○
350	131-17-9	フタル酸ジアリル	
351	84-66-2	フタル酸ジエチル	
352	84-74-2	フタル酸ジノルマルーブチル	
353	117-81-7	フタル酸ビス(ニーエチルヘキシル)	
354	85-68-7	フタル酸ノルマルーブチルニベンジル	
355	69327-76-0	ニーターシャリーブチルイミノニ三ーイソプロピルニ五ーフェニルテトラ ヒドロニ四Hー一・三・五ーチアジジンニ四ーオン(別名プロフェジ ニ)ニニ	
356	112410-23-8	NーターシャリーブチルニN'ー(四ーエチルベンゾイル)ニ三・五ージ メチルペンソヒドラジド(別名テブフェノジド)	
357	2426-08-6	ノルマルーブチルニニ・三ーエポキシプロピルエーテル	
358	17804-35-2	Nー[ー(ニ・ニーノルマルーブチルカルバモイル)ー一Hーニーベンゾイ ミダゾリル]カルバミン酸メチル(別名ベノミル)	
359	128-37-0	ニ・六ージニターシャリーブチルニ四ークレゾール	
360	122008-85-9	ブチルニ(R)ニニー[四ー(四ーシアノニニフルオロフェノキシ)フェノ キシ]プロピオナート(別名シハロホップブチル)	
361	80060-09-9	ニターシャリーブチルニ三ー(ニ・六ージイソプロピルニ四ーフェノキ シフェニル)チオ尿素(別名ジアフェンチウロン)	

番号	CAS番号	物質名	特定第一種 指定化学物質
362	19666-30-9	五-ターシャリーブチル-三-(二・四-ジクロロ-五-イソプロポキシフェニル)-一・三・四-オキサジアゾール-二(三H)-オン(別名オキサジアゾン)	
363	134098-61-6	ターシャリーブチル=四-[[[(一・三-ジメチル-五-フェノキシ-四-ピラゾリル)メチリデン]アミノオキシ]メチル]ベンゾアート(別名フェンピロキシメート)	
364	75-91-2	ターシャリーブチル=ヒドロペルオキシド	
365	2312-35-8	二-(四-ターシャリーブチルフェノキシ)シクロヘキシル=二-プロピニル=スルフィット(別名プロパルギット又はBPPS)	
366	96-76-4	二・四-ジ-ターシャリーブチルフェノール	
367	89-72-5	オルト-セカンダリーブチルフェノール	
368	98-54-4	四-ターシャリーブチルフェノール	
369	96489-71-3	二-ターシャリーブチル-五-(四-ターシャリーブチルベンジルチオ)-四-クロロ-三(二H)-ピリダジノン(別名ピリダベン)	
370	119168-77-3	N-(四-ターシャリーブチルベンジル)-四-クロロ-三-エチル-一-メチルピラゾール-五-カルボキサミド(別名テブフェンピラド)	
371	95-31-8	N-(ターシャリーブチル)-二-ベンゾチアゾールスルフェンアミド	
372	88-60-8	二-ターシャリーブチル-五-メチルフェノール	
373	25013-16-5	二-ターシャリーブチル-四-メキシフェノール及び三-ターシャリーブチル-四-メキシフェノールとの混合物	
374	-	ふっ化水素及びその水溶性塩	
375	4170-30-3	二-ブテナール	
376	23184-66-9	N-ブトキシメチル-二-クロロ-二'・六'-ジエチルアセトアニリド(別名ブタクロール)	
377	110-00-9	フラン	
378	12071-83-9	N・N'-プロピレンビス(ジチオカルバミン酸)と亜鉛の重合体(別名プロピネブ)	
379	107-19-7	二-プロピン-一-オール	
380	353-59-3	プロモクロジフルオロメタン(別名ハロン-一-二-一)	
381	75-27-4	プロモジクロロメタン	
382	75-63-8	プロモトリフルオロメタン(別名ハロン-一-三〇-一)	
383	314-40-9	五-プロモ-三-セカンダリーブチル-六-メチル-一・二・三・四-テトラヒドロピリミジン-二・四-ジオン(別名プロマシル)	
384	106-94-5	一-プロモプロパン	
385	75-26-3	二-プロモプロパン	○
386	74-83-9	プロモメタン(別名臭化メチル)	
387	13356-08-6	ヘキサキス(二-メチル-二-フェニルプロピル)ジスタノキサン(別名酸化フェンブタスズ)	
388	115-29-7	六・七・八・九・十・十一-ヘキサクロロ-一・五・五a・六・九・九a-ヘキサヒドロ-六・九-メタノ-二・四・三-ベンゾジオキサチエピン=三-オキシド(別名エンドスルファン又はベンゾエピン)	
389	112-02-7	ヘキサデシルトリメチルアンモニウム=クロリド	
390	124-09-4	ヘキサメチレンジアミン	
391	822-06-0	ヘキサメチレン=ジイソシアネート	
392	110-54-3	ノルマル-ヘキサン	
393	135-19-3	ペタナフトール	
394	1763-23-1	ヘプタデカフルオロオクタン-一-スルホン酸(別名PFOS)	
395	-	ベリリウム及びその化合物	○
396	-	ペルオキシ二硫酸の水溶性塩	
397	98-07-7	ベンジリジン=トリクロリド	○
398	100-44-7	ベンジル=クロリド(別名塩化ベンジル)	
399	100-52-7	ベンズアルデヒド	
400	71-43-2	ベンゼン	○
401	552-30-7	二・二・四-ベンゼントリカルボン酸-一・二-無水物	
402	73250-68-7	二-(二-ベンゾチアゾリルオキシ)-N-メチルアセトアニリド(別名メフェナセト)	
403	119-61-9	ベンゾフェノン	
404	87-86-5	ペンタクロロフェノール	
405	-	ほう素化合物	
406	1336-36-3	ポリ塩化ビフェニル(別名PCB)	
407	-	ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル(アルキル基の炭素数が十二から十五までのもの及びその混合物に限る。)	
408	9036-19-5	ポリ(オキシエチレン)=オクテルフェニルエーテル	
409	9004-82-4	ポリ(オキシエチレン)=ドデシルエーテル硫酸エステルナトリウム	

番号	CAS番号	物質名	特定第一種 指定化学物質
410	9016-45-9	ポリ(オキシエチレン)ニルフェニルエーテル	
411	50-00-0	ホルムアルデヒド	○
412	-	マンガン及びその化合物	
413	85-44-9	無水フタル酸	
414	108-31-6	無水マレイン酸	
415	79-41-4	メタクリル酸	
416	688-84-6	メタクリル酸二エチルヘキシル	
417	106-91-2	メタクリル酸二・三・エポキシプロピル	
418	2867-47-2	メタクリル酸二(ジメチルアミノ)エチル	
419	97-88-1	メタクリル酸ノルマルブチル	
420	80-62-6	メタクリル酸メチル	
421	89269-64-7	(Z)-2'-メチルアセトフェノン=4・6-ジメチル-2-ピリミジニ ヒドラン(別名フェリムゾン)	
422	74-89-5	メチルアミン	
423	556-61-6	メチルイソチオシアネート	
424	2631-40-5	N-メチルカルバミン酸二イソプロピルフェニル(別名イソプロカルブ 又はMIPG)	
425	1563-66-2	N-メチルカルバミン酸二・三・ジヒドロ-2・2-ジメチル-7-ベン ゾ[b]フラニル(別名カルボフラン)	
426	63-25-2	N-メチルカルバミン酸-1-ナフチル(別名カルバリル又はNAC)	
427	3766-81-2	N-メチルカルバミン酸二セカンダリブチルフェニル(別名フェノブカ ルブ又はBPMC)	
428	100784-20-1	メチル=3-クロロ-5-(4・6-ジメキシ-2-ピリミジニルカル バモイルスルファモイル)-1-メチルピラゾール-4-カルボキシ ラート(別名ハロスルフロメチル)	
429	173584-44-6	メチル=(S)-7-クロロ-2・3・4a・5-テトラヒドロ-2-[メキ シカルボニル(4-トリフルオロメキシフェニル)カルバモイル]インデノ [1・2-e][1・3・4]オキサジアジン-4a-カルボキシラート(別名 インドキサカルブ)	
430	33089-61-1	3-メチル-1・5-ジ(2・4-キシリル)-1・3・5-トリアザペン タ-1・4-ジエン(別名アミトラズ)	
431	131860-33-8	メチル=(E)-2-[2-(6-(2-シアノフェノキシ)ピリミジン-4 -イルオキシ)フェニル]-3-メトキシアクリラート(別名アゾキストロ ピン)	
432	144-54-7	N-メチルジチオカルバミン酸(別名カーバム)	
433	23135-22-0	メチル-N'・N'-ジメチル-N-[(メチルカルバモイル)オキシ]- チオオキサミド(別名オキサミル)	
434	136191-64-5	メチル=2-(4・6-ジメキシ-2-ピリミジニルオキシ)-6-[1 (メキシイミノ)エチル]ベンゾアート(別名ピリミノバックメチル)	
435	98-83-9	アルファ-メチルステレン	
436	3268-49-3	3-メチルチオプロパノール	
437	-	メチルナフタレン	
438	108-99-6	3-メチルピリジン	
439	80-15-9	1-メチル-2-フェニルエチル=ヒドロペルオキシド	
440	88-85-7	2-(1-メチルプロピル)-4・6-ジニトロフェノール	
441	55814-41-0	2-メチル-N-[3-(1-メチルエトキシ)フェニル]ベンズアミド(別 名メプロニル)	
442	16752-77-5	S-メチル-N-(メチルカルバモイルオキシ)チオアセチミド(別名 メソミル)	
443	25339-17-7	8-メチルノナン-1-オール	
444	141517-21-7	メチル=(E)-メキシイミノ-[E]-アルファ-[1-(アルファ・アル ファ・アルファトリフルオロメタトリル)エチリデンアミノオキシ]- オルトトリル]アセタート(別名トリプロキシストロピン)	
445	143390-89-0	メチル=(E)-メキシイミノ[アルファ-(オルトトリルオキシ)-オル トトリル]アセタート(別名クレソキシムメチル)	
446	674-82-8	4-メチレンオキセタン-2-オン	
447	101-77-9	4・4'-メチレンジアニリン	
448	5124-30-1	メチレンビス(4-シクロヘキシレン)=ジイソシアネート	
449	101-68-8	メチレンビス(4-フェニレン)=ジイソシアネート	
450	13684-63-4	3-メトキシカルボニルアミノフェニル=3'-メチルカルバニラート (別名フェンメディファム)	
451	88678-67-5	N-(6-メトキシ-2-ピリジニル)-N-メチルチオカルバミン酸O- 3-ターシャリブチルフェニル(別名ピリブチカルブ)	
452	120-71-8	2-メトキシ-5-メチルアニリン	

番号	CAS番号	物質名	特定第一種 指定化学物質
453	149-30-4	ニールカプトベンゾチアゾール	
454	-	モリブデン及びその化合物	
455	95-32-9	ニール(モルホリノジチオ)ベンゾチアゾール	
456	110-91-8	モルホリン	
457	20859-73-8	りん化アルミニウム	
458	62-73-7	りん酸ジメチル=ニールニールジクロロビニル(別名ジクロロボス又はDDV P)	
459	78-42-2	りん酸トリス(ニールエチルヘキシル)	
460	115-96-8	りん酸トリス(ニールクロロエチル)	
461	1330-78-5	りん酸トリトリル	
462	115-86-6	りん酸トリフェニル	
463	126-73-8	りん酸トリールノルマルブチル	

※ 「溶解性」とは、「常温で中性の水に対し1質量%以上溶解すること」をいう。

第二種指定化学物質の候補リスト

番号	CAS番号	物質名
1	60-35-5	アセトアミド
2	104-94-9	パラアニシジン
3	181587-01-9	五アミノ(二・六ジクロロ四トリフルオロメチルフェニル)エチルスルフィニルヒピラゾール三カルボニトリル(別名エチプロール)
4	61-82-5	三アミノ(二・四トリアゾール(別名アミトール))
5	6375-47-9	三アミノ四メトキシアセトアニリド
6	93-15-2	四アリルニジメキシベンゼン
7	68955-20-4	アルキル硫酸エステルナトリウム(アルキル基の炭素数が十六から十八までのもの及びその混合物に限る。)
8	51-79-6	ウレタン
9	103-69-5	Nエチルアニリン
10	834-12-8	ニエチルアミノ四イソプロピルアミノ六メチルチオ三・五トリアジン(別名アトリン)
11	13684-56-5	エチル三フェニルカルバモイルオキシカルバニラート(別名デスメディファム)
12	82558-50-7	N-[三(エチルメチルプロピル)ニオキサゾール五イル]ニ・六ジメキシベンズアミド(別名イソキサベン)
13	2593-15-9	五エトキシトリクロロメチルニ・四チアジアゾール(別名エクロメゾール)
14	26447-14-3	ニエポキシニ(トリルオキシ)プロパン
15	80-51-3	四・四'オキシビスベンゼンスルホニルヒドラジド
16	107-20-0	クロロアセトアルデヒド
17	116714-46-6	(RS)三[三クロロ四(ニ・ニトリフルオロニトリフルオロメトキシエトキシ)フェニル]ニ(二・六ジフルオロベンゾイル)ウレア(別名バルロン)
18	126-07-8	(ニ・六' R)ニ・七クロロニ・四・六トリメトキシニ・六メチルスピロ[ベンゾ[b]フランニ(ニ・ニ)・一(シクロヘキサニ・ニ)]ニ・四'ニオン(別名グリセオフルビン)
19	90-13-1	ニクロロナフタレン
20	140-11-4	酢酸ベンジル
21	94-59-7	サフロール
22	66230-04-4	(S)ニアルファシアノニフェノキシベンジルニ(ニ・ニ(四クロロフェニル)ニメチル)ブチラート(別名エスフェンバレート)
23	68359-37-5	アルファシアノ四フルオロニフェノキシベンジルニ(ニ・ニジクロロピニル)ニ・ニジメチルシクロプロパンカルボキシラート(別名シフルトリン)
24	156-60-5	トランスニ・ニジクロロエチレン
25	79-43-6	ジクロロ酢酸
26	83121-18-0	ニ(三・五ジクロロニ・四ジフルオロフェニル)ニ(ニ・六ジフルオロベンゾイル)尿素(別名テフルベンズロン)
27	118-52-5	ニ・三ジクロロニ・五・五ジメチルイミダゾリジンニ・四ニオン
28	82692-44-2	ニ[四(ニ・四ジクロロメタートルオイル)ニ・三ジメチルニ・五ピラゾリルオキシ]ニ・四メチルアセトフェノール(別名ベンゾフェナップ)
29	611-06-3	ニ・四ジクロロニ・ニトロベンゼン
30	56-75-7	ニ・ニジクロロニ・ニ[ニヒドロキシニ(ヒドロキシメチル)ニ(四ニトロフェニル)エチル]アセトアミド(別名クロラムフェニコール)
31	126833-17-8	N(ニ・三ジクロロ四ヒドロキシフェニル)ニメチルシクロヘキサニカルボキサミド(別名フェンヘキサミド)
32	60168-88-9	ニ・四'ジクロロアルファ(五ピリミジニル)ベンズヒドリルニアルコール(別名フェナリモル)
33	79983-71-4	ニ(ニ・四ジクロロフェニル)ニ(ニ・四トリアゾールニ・ニイル)ニニヘキサニール(別名ヘキサコナゾール)
34	120-36-5	(RS)ニ(ニ・四ジクロロフェノキシ)プロピオン酸(別名ジクロロプロップ)
35	120-83-2	ニ・四ジクロロフェノール
36	96-23-1	ニ・三ジクロロニ・ニプロパノール
37	103055-07-8	(RS)ニ[ニ・五ジクロロ四(ニ・ニ・ニ・ニ・ニ・ニヘキサフルオロプロポキシ)フェニル]ニ(ニ・六ジフルオロベンゾイル)ウレア(別名ルフェヌロン)
38	612-83-9	三・三'ジクロロベンジジンニ塩酸塩
39	1937-37-7	ジナトリウムニ・四アミノニ・三[四(ニ・四ジアミノフェニルアゾ)ニ・ニ'ニ・ニフェニルニ・四イルアゾ]ニ・五ヒドロキシニ・六フェニルアゾニ・七ナフタレンジスルホナート(別名CIダイレクトブラック三十八)
40	6459-94-5	ジナトリウムニ・八[三・三'ジメチルニ・四'ニ[四(ニ・ニ(パラトリル)スルホニルオキシ)フェニルアゾ]ニ・ニ'ニ・ニフェニルニ・四イルアゾ]ニ・七ヒドロキシニ・三ナフタレンジスルホナート(別名CIAシッドレッド百十四)

番号	CAS番号	物質名
41	97-02-9	二・四—ジニトロアニリン
42		ジニトロナフタレン
43	99-65-0	メタ—ジニトロベンゼン
44	51-52-5	二・三—ジヒドロ—六—プロピル—二—チオキソ—四(—H)—ピリミジノン(別名プロピルチオウラシル)
45	106-93-4	一・二—ジプロモエタン(別名EDB又は二臭化エチレン)
46	110-52-1	一・四—ジプロモブタン
47	96-13-9	二・三—ジプロモ—プロパノール
48	109-64-8	一・三—ジプロモプロパン
49	103-50-4	ジベンジルエーテル
50	87-59-2	二・三—ジメチルアニリン
51	569-64-2	[四—[アルファー—[四—(ジメチルアミノ)フェニル]ベンジリデン]シクロヘキサ—二・五—ジエン—イリデン]ジメチルアンモニウムクロライド(別名マラカイトグリーン)
52	79-44-7	ジメチルカルバモイル=クロリド
53	3761-41-9	O—O—ジメチル—O—(三—メチル—四—メチルスルフィニルフェニル)—チオホスフェイト(別名メスルフェンホス)
54	59536-65-1	臭素化ピフェニル(臭素数が二から五までのもの及びその混合物に限る。)
55	148-79-8	二—(チアゾール—四'—イル)ベンズイミダゾール
56	62-55-5	チオアセトアミド
57	21564-17-0	二—(チオシアナートメチルチオ)—三—ベンゾチアゾール
58	119-12-0	チオリン酸O—O—ジエチル—O—(六—オキソ—フェニル—六—ジヒドロ—三—ピリダジニル)(別名ピリダフェンチオン)
59	5598-13-0	チオリン酸O—三・五・六—トリクロロ—二—ピリジル—O—O—ジメチル(別名クロルピリホスメチル)
60	79-34-5	一・一・二・二—テトラクロロエタン
61	2429-74-5	テトラナトリウム=三・三'—[(三・三'—ジメトキシ—四・四'—ビフェニリレン)ビス(アゾ)]ビス(五—アミノ—四—ヒドロキシ—二・七—ナフタレンジルスホナート)(別名CIダイレクトブルー十五)
62	558-13-4	テトラプロモメタン
63	84-15-1	オルト—テルフェニル
64	72-43-5	一・一・一—トリクロロ—二・二—ビス(四—メキシフェニル)エタン(別名メキシクロル)
65	14484-64-1	トリス(N・N—ジメチルジチオカルバメート)鉄(別名ファーバム)
66	75-25-2	トリプロモメタン(別名プロモホルム)
67	1694-09-3	ナトリウム=三—[N—[四—[[四—(ジメチルアミノ)フェニル][四—[N—エチル[(三—スルホナトフェニル)メチル]アミノ]フェニル]メチレン]—二・五—シクロヘキサジエン—イリデン]—N—エチルアンモニオ]ベンゼンスルホナート(別名CIAシッドバイオレット四十九)
68	132-27-4	ナトリウム=一・一'—ビフェニル—二—オラート
69	99-09-2	メタ—ニトロアニリン
70	99-55-8	五—ニトロ—オルト—トルイジン
71	86-30-6	N—ニトロソジフェニルアミン
72	99-08-1	メタ—ニトロトルエン
73	100-02-7	パラ—ニトロフェノール
74	12174-11-7	パリオルスカイト(別名アタパルジャイト)
75	77-09-8	三・三—ビス(四—ヒドロキシフェニル)—一・三—ジヒドロイソベンゾフラン—オン(別名フェノールフタレイン)
76	553-26-4	四・四'—ビピリジル
77	55179-31-2	一—(四—ビフェニルオキシ)—三・三—ジメチル—一—(—H—一・二・四—トリアゾール—イル)—二—ブタノール(別名ピテルタノール)
78	156-43-4	パラ—フェネチジン
79	84-61-7	フタル酸ジシクロヘキシル
80	1120-71-4	二・三—プロパンスルトン
81	67747-09-5	N—プロピル—N—[二—(二・四・六—トリクロロフェノキシ)エチル]イミダゾール—カルボキサミド(別名プロクロラズ)
82	106-95-6	三—プロモ—プロペン(別名臭化アリル)
83	67-72-1	ヘキサクロロエタン
84	77-47-4	ヘキサクロロシクロペンタジエン
85	115-28-6	一・四・五・六・七・七—ヘキサクロロピシクロ[二・二—一]—五—ヘプテン—二・三—ジカルボン酸(別名クロレンド酸)
86	57-09-0	ヘキサデシルトリメチルアンモニウム=ブロミド

番号	CAS番号	物質名
87	10453-86-8	五-ベンジル-三-フリルメチル=(RS)-シス-トランス-二-ニ-ジメチル-三-(ニ-メチルプロパ-エニル)シクロプロパンカルボキシラ-ト(別名レスメトリン)
88	106-51-4	パラ-ベンゾキノン
89	82-68-8	ペンタクロロニトロベンゼン(別名キントゼン又はPCNB)
90	3825-26-1	ペンタデカフルオロオクタン酸アンモニウム
91	100-61-8	N-メチルアニリン
92	2439-01-2	六-メチル-三-ジテオロ[四・五-b]キノキサリン-ニ-オン
93	60-34-4	メチルヒドラジン
94	82657-04-3	ニ-メチル-一-一'-ビフェニル-三-イルメチル=(Z)-三-(ニ-クロロ-三・三-トリフルオロ-プロペニル)-ニ-ニ-ジメチルシクロプロパンカルボキシラ-ト(別名ドフェントリン)
95	10605-21-7	メチル=ベンズイミダゾール-ニ-イルカルバマ-ト(別名カルベンダジム)
96	101-61-1	四・四'-メチレンビス(N・N-ジメチルアニリン)
97	6864-37-5	四・四'-メチレンビス(ニ-メチルシクロヘキサミン)
98	10034-93-2	硫酸ヒドラジン
99	1241-94-7	りん酸ニ-エチルヘキシル=ジフェニル
100	2528-36-1	りん酸ジ-ノルマル-ブチル=フェニル

※「溶解性」とは、「常温で中性の水に対し1質量%以上溶解すること」をいう。

PRTR 及び MSDS 対象化学物質の選定基準の詳細

今回の化管法対象物質の具体的な選定基準は、一部の選定方法の詳細について合同会合における議論等を踏まえて補正した上で、前回答申のものを引き続き採用した。今回の化管法対象物質の見直しにおける有害性・ばく露情報の選定基準の詳細は以下のとおり（下線部は、選定基準の時点修正及び前回答申で記載していない事項の明確化等を行ったものを示す）。

1. 有害性の範囲

前回答申における選定基準を引き続き採用し、一部の選定基準の時点修正及び選定基準の詳細の明確化等を行った。

発がん性

前回答申の情報源を利用し、具体的にクラス 1、2 の判定に用いた情報は表 1 のとおりである。

表 1. 発がん性の分類

クラス	評価方法	IARC	EPA	EU	NTP	ACGIH	日産衛
1	ヒト発がん性あり (1 機関以上)	1	A、 <u>CaH</u> 、 <u>K</u>	1	<u>K</u>	A1	1
2	ヒト発がん性の疑いが強い (IARC で 2A 又は 2B 又は複数機関)	2A、2B	B1、B2、 <u>L</u>	2	<u>R</u>	A2、A3	2A、2B

前回答申と同様に IARC を優先的な情報源とし、IARC で 2A、2B とされたものは、他の機関が「ヒト発がん性の疑いが強い」と評価していない場合でもクラス 2 とした。また、EPA、NTP におけるクラスの記載方法の変更に伴い、クラス 1 に EPA の CaH、K を追加し、NTP の 1 を K に修正した。さらに、クラス 2 に EPA の L を追加し、NTP の 2 を R に修正した。このほか、IARC のドラフト版は情報源として不採用とした。

<参考：EPA 及び NTP で追加されたランクの定義>

EPA

- CaH : ヒト発がん性である
- K : ヒト発がん性が知られている
- L : ヒト発がん性である可能性が高い

NTP

- K : ヒトに対して発がん性があることが知られている物質
- R : 合理的にヒト発がん性があることが懸念される物質

変異原性

前回答申及び GHS 危険有害性分類事業の Priority-1、2 の情報源を利用し、具体的にクラス 1 の判定に用いた情報は表 2 のとおりである。

表 2. 変異原性の分類

変異原性	
(1)	in vivo 試験において陽性であるもの。
(2)	細菌を用いる復帰突然変異試験の比活性値が 1000 rev/mg 以上であり、かつ、ほ乳類培養細胞を用いる染色体異常試験が陽性であるもの。
(3)	ほ乳類培養細胞を用いる染色体異常試験の D ₂₀ 値が 0.01 mg/ml 以下であり、かつ、細菌を用いる復帰突然変異試験が陽性であるもの。
(4)	細菌を用いる復帰突然変異試験の比活性値が 100 rev/mg 以上であり、かつ、ほ乳類培養細胞を用いる染色体異常試験の D ₂₀ 値が 0.1 mg/ml 以下であるもの。なお、気体または揮発性物質については低濃度において陽性を示すもの。
(5)	異なるエンドポイント(遺伝子突然変異誘発性、染色体異常誘発性、DNA 損傷性)をみる in vitro 試験のいくつかにおいて明確に(低濃度での陽性や多数の試験での陽性など)陽性の結果が得られている等により、(1)~(4)と同程度以上の変異原性を有すると認められるもの。

前回答申と同様に、in vivo 試験が陽性の場合にはこれを採用し、また、陰性の場合でも、表 2 の (2)、(3)、(4) に該当する場合は、クラス 1 とした。ただし、ビスフェノール A 型エポキシ樹脂は、個別物質に対する指摘に基づき、クラス外に修正した。また、in vivo 試験が陰性の場合には、表 2 の (5) に該当しても原則としてクラス外とした。

経口慢性毒性

前回答申、GHS 危険有害性分類事業の Priority-1、2 及び食品安全委員会評価書、JMPR、JECFA の情報源を利用し、具体的にクラス 1、2、3 の判定に用いた情報は表 3 のとおりである。

表 3. 経口慢性毒性の分類

クラス	経口慢性毒性			
	水質基準値 (WHO、EPA、日本) (mg/L)	IRIS 等		農薬 ADI (mg/kg/day)
		NOAEL(NOEL) (mg/kg/day)	LOAEL(LOEL) (mg/kg/day)	
1	0.001 以下	0.01 以下	0.1 以下	0.0001 以下
2	0.01 以下	0.1 以下	1 以下	0.001 以下
3	0.1 以下	1 以下	10 以下	0.01 以下

NOAEL(NOEL)及び LOAEL(LOEL)については、原則として投与期間 1 年以上の試験結果を用いた。なお、前回答申において 1 年未満等の試験結果を採用した物質については、引き続き当該試験結果を採

用した。さらに、前回答申と同様に、WHO 水道水質ガイドライン、EPA 水質クライテリア及び日本の水質汚濁にかかる環境基準値と要監視項目指針値を優先的な情報源としているが、十分信頼できる NOAEL 等が確認された場合、これらの情報も採用した。

吸入慢性毒性

前回答申及び GHS 危険有害性分類事業の Priority-1、2 の情報源を利用し、具体的にクラス 1、2、3 の判定に用いた情報は表 4 のとおりである。

表 4. 吸入慢性毒性の分類

クラス	吸入慢性毒性		
	大気基準	IRIS 等	
	(mg/m ³)	NOAEL(NOEL) (mg/m ³)	LOAEL(LOEL) (mg/m ³)
1	0.001 以下	0.1 以下	1 以下
2	0.01 以下	1 以下	10 以下
3	0.1 以下	10 以下	100 以下

NOAEL(NOEL)及び LOAEL(LOEL)については、原則として投与期間 1 年以上の試験結果を用いた。なお、前回答申において 1 年未満等の試験結果を採用した物質については、引き続き当該試験結果を採用した。さらに、前回答申と同様に、WHO 欧州地域事務局大気質ガイドライン及び日本の大気汚染に係る環境基準値を優先的な情報源としているが、十分信頼できる NOAEL 等が確認された場合、これらの情報も採用した。

作業環境許容濃度から得られる吸入慢性毒性

前回答申の情報源を利用し、具体的にクラス 1、2、3 の判定に用いた情報は表 5 のとおりである。

表 5. 作業環境許容濃度の分類

クラス	ACGIH または 日本産業衛生学会 (急性毒性を除く)	
	TWA (mg/m ³) (気体または蒸気)	TWA (mg/m ³) (粒子状物質等)
1	0.1 以下	0.01 以下
2	1 以下	0.1 以下
3	10 以下	1 以下

急性毒性に該当するため除外する物質の選定基準を、眼、上部気道、下部気道、皮膚刺激等に症状が限定されるものとして明確化した。また、前回答申では急性と判断しなかったが、今回の合同会合での審議に際し情報を精査した上で急性と判断した物質については、当該データを採用しなかった。

ACGIH の TWA では、気体または蒸気は、ppm で決められているため、ppm 単位の許容濃度が設定されている物質を気体と判定した。

日本産業衛生学会の作業環境許容濃度では、気体/粒子の判定は、有機物質に関しては、蒸気圧が

0.01mmHg (1.3Pa) 以上で気体と判定した (ただし、テトラヒドロメチル無水フタル酸は、蒸気圧が 0.003mmHg であるが、ppm 単位の許容濃度が設定されているため気体と判定した)。無機物質に関しては、ppm 単位の許容濃度が設定されている物質を気体と判定した (ただし、水銀蒸気は、ppm 単位の許容濃度が設定されていないが、その名称から気体と判定した)。

ppm から mg/m³ の換算は、ACGIH に記載されている次式に従って計算した。

$$1 \text{ 気圧、} 25^{\circ}\text{C において、} 1\text{ppm} = (\text{分子量}/24.45) \text{ mg/m}^3$$

なお、石綿は ACGIH の TWA 及び日本産業衛生学会で ppm、mg/m³ で作業環境が規定されていないが、前回答申において、ACGIH で 0.1f/cc とされていることからクラス 2 と判定しており、今回の検討でもその判定を踏襲した。

生殖発生毒性

EU の危険な物質の分類、包装、表示に関する理事会指令において、EU リスク警句が R60~R63 に分類される物質に対して、前回答申及び GHS 危険有害性分類事業の Priority-1、2 の情報源を利用し、根拠となる定量的データがある場合、判定に用いた。具体的にクラス 1、2、3 の判定に用いた情報は表 6 のとおりである。なお、EU リスク警句 R64 は、前回答申と同様、判定には用いなかった。

以上より、生殖発生毒性の分類は表 6 のとおりである。

表 6. 生殖発生毒性の分類

クラス	EU リスク警句 (根拠となる定量的データがある場合)	
	生殖機能を損なう	胎児に害を及ぼす
1	Repr.カテゴリー1 (R60)	Repr.カテゴリー1 (R61)
2	Repr.カテゴリー2 (R60)	Repr.カテゴリー2 (R61)
3	Repr.カテゴリー3 (R62)	Repr.カテゴリー3 (R63)

感作性

日本産業衛生学会の気道感作性第 1 群及び第 2 群の物質をクラス 1 と判定した。また、EU の危険な物質の分類、包装、表示に関する理事会指令において、EU リスク警句が R42 に分類される物質に対して、前回答申及び GHS 危険有害性分類事業の Priority-1、2 の情報源を利用し、根拠となるデータがある場合、クラス 1 と判定した。さらに、ACGIH の TLV 表中に SEN または Sensitization と表示される物質に対して、前回答申及び GHS 危険有害性分類事業の Priority-1、2 の情報源を利用し、根拠となるデータがある場合、クラス 1 と判定した。

以上より、感作性の分類は表 7 のとおりである。

表 7. 感作性の分類

日本産業衛生学会の 気道感作性物質	ACGIH (根拠となるデータがある場合)	EU リスク警句 (根拠となるデータがある場合)
第 1 群及び第 2 群	SEN、Sensitization 表示	R42 指定物質

生態毒性

OECD テストガイドライン（以下、「OECD TG」という。）に合致する試験結果が国際的に蓄積されてきたことを踏まえ、前回答申及び GHS 危険有害性分類事業の Priority-1、2 の情報源のうち、生物種、エンドポイント、ばく露時間等が OECD TG で基本とする条件に合致する試験結果のみを用いた。なお、前回答申時と同様に、ばく露時間等が OECD TG で基本とする条件に合致する試験結果がない場合には、ばく露時間が OECD TG より短い試験結果を引き続き用いた。具体的に判定に用いた試験結果の概要は表 8 のとおりである。

また、OECD TG の推奨種を用いているか、GLP の有無の確認の下、毒性ランクが同じであれば、毒性値の大小によらず、信頼性に関するより豊富な情報が得られているものを優先的に用いた。

なお、Priority 1、2 の情報源の両方に試験結果がある場合には、毒性値の大小によらず、Priority 1 の試験結果を優先的に採用した。

以上より、生態毒性の分類は表 9 のとおりである。

表 8. 生態毒性の判定に用いた試験結果の概要

	急性 (L(E)C ₅₀)	慢性 (NOEC)
藻類	72 時間を基本とするが、それ以下も用いた (OECD TG : 201 に基づく)	72 時間 (96 時間も対象としていたが、結果的になし) (OECD TG : 201 を参照して設定)
ミジンコ ※他の甲殻類は不採用	48 時間を基本とするが、それ以下も用いた (OECD TG : 202 に基づく)	21 日間を基本とするが、それ以下も用いた (OECD TG : 211 に基づく)
魚類	96 時間を基本とするが、それ以下も用いた (OECD TG : 203 に基づく)	28 日間を基本とするが、それ以外の時間の結果も用いた (14 日~180 日) (OECD TG : 204、210 を参照して設定) ※

※ 魚類の慢性毒性については、OECD TG がいないため、判定に用いる試験結果は、試験時間に幅を持たせて判定に用いた。

表 9. 生態毒性の分類

クラス	NOEC	L(E)C ₅₀	EU リスク警句 (根拠となるデータがある場合)
1	0.1 mg/l 以下	1 mg/l 以下	R50
2	1 mg/l 以下	10 mg/l 以下	R61

難水溶性物質（水溶解度が目安として概ね 1 mg/L 以下の物質）については、毒性値と水溶解度との比が概ね 3 倍程度を超える試験結果は、信頼性に懸念があると考えられることから、判定に用いなかった。また、界面活性作用のある分散剤、乳化剤を使用した試験結果は、助剤の影響が懸念されるため、判定に用いなかった。ただし、前回答申時と同様に、水混和性溶剤を使用した試験結果は OECD TG で使用が認められているため、引き続き判定に用いた。このほか、水溶解度の試験結果は実測値を用いるものとし、実測値がない場合には、溶解度の目安として推定値を参照した。

揮発性物質については、難水溶性物質と同様に、毒性値と水溶解度との比が概ね3倍程度を超える試験結果は、信頼性に懸念があると考えられ、判定に用いなかった。また、揮発性物質のうち明らかに環境中に継続して存することはないと判断される物質はクラス外とした。

加水分解・光分解及び生分解性物質（半減期が目安として概ね1日以下（25°C、pH=7）の物質）については、前回答申時と同様に、分解性物質について、分解生成物の毒性が選定基準に合致しない場合は対象外とした。また、前回答申時と同様に、試験結果について、親物質又は分解生成物のどちらの毒性による影響であるかを確認し、分解生成物の毒性である場合には、親物質そのものの毒性ではなく加水分解生成物によるものであることを明確にし、親化合物を対象物質とした。

オゾン層破壊物質

モントリオール議定書の規定に即して国際的に合意されたオゾン層破壊物質を対象物質とした。

2. 「相当広範な地域の環境での（将来の）継続的な存在」についての判断基準

一般環境での検出状況による判断基準は、前回答申と同様に一定の枠組みの中で管理されて行われているモニタリングデータを用いるものとし、引き続き「化学物質環境汚染実態調査」等を用いた。なお、モニタリングの検出媒体（水質、大気、底質等）と、当該物質の有害性情報のエンドポイントが一致していない場合、当該モニタリング結果は判定に用いなかった。具体的には、大気で検出されているがエンドポイントが経口慢性毒性又は生態毒性のみとなっている物質について、モニタリング結果は判定に用いなかった。

製造・輸入量による判断基準は、前回答申と同様に、公式統計や経済産業省の調査等を用いて第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質を判定した。

